

事業継続力強化支援計画の概要

実施者名	龍郷町商工会（ 法人番号 2340005004803 ） 龍郷町（ 地方公共団体コード 465275 ）
実施期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内小規模事業者に対し災害リスクマネジメントの重要性を認識してもらい、事前対策の必要性を周知する。 ・発災時における円滑な支援策が実施できるように当会と当町の連絡体制を確立し、地区内小規模事業者等の支援を行う。 ・発災後、地区内小規模事業者等が速やかに事業継続が行えるよう、事業者BCP策定や各種共済、保険制度への加入推進を行う。
事業内容	<p>< 1. 事前の対策 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当会と当町は小規模事業者に対してハザードマップ等の防災ツールを用いながら事業者の災害リスクを軽減するための取組、保険会社・全国商工会連合会等から提供される対策について説明を行う。また、地区内小規模事業者に対し事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、新型ウィルス感染症を含む、リスク軽減のための損害保険・共済の紹介等、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。 <p>< 2. 発災後の対策 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当会と当町で、応急対策の実施可否の確認を行う。 ・当会と当町で、応急対策の方針を決定する。 <p>< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当会等と当町は、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。 <p>< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する。 ・当会と当町は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。 ・当会と当町は、安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。 ・当会と当町は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。 ・当会と当町は、応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。 <p>< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当会と当町は、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
連 絡 先	<p>龍郷町商工会 住所：〒894-0102 鹿児島県大島郡龍郷町瀬留 906 番地 電話：0997-62-2131 FAX：0997-62-2119 Mail：tatugo-s@kashoren.or.jp</p> <p>龍郷町 住所：〒894-0192 鹿児島県大島郡龍郷町浦 110 番地 電話：0997-69-4512 FAX：0997-62-2535 Mail：kikakukanko@town.tatsugo.lg.jp</p>